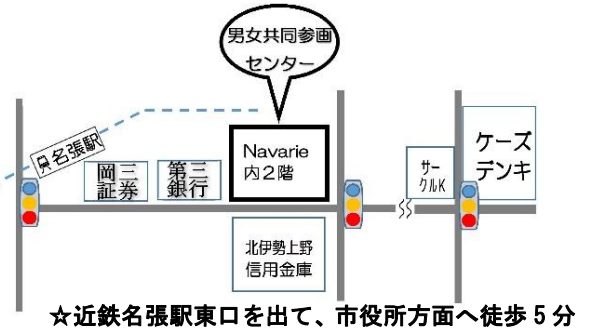


名張市男女共同参画 つうしん

第 82 号 2018年9月発行



スポーツにおける女性の活躍 (平成30年版男女共同参画白書より)

2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。1896年に第1回大会がギリシャ・アテネで開催されましたが、男性のみ参加が許されており、女性には門戸が開かれていませんでした。女性が選手として初めてオリンピックに参加できるようになったのは1900年フランス・パリで行われた第2回大会からです。国際オリンピック委員会(「IOC」)によると、同大会には24カ国から997人の選手が参加しましたが、うち女性は22人(2.2%)にとどまっており、女子種目が採用された競技はテニスとゴルフのみでした。



日本からのオリンピックへの参加は、1912年ストックホルム大会に2名の男子選手(陸上競技)を派遣したのが始まりです。女性は、1928年第9回アムステルダム大会に人見絹枝選手(陸上競技)が初めて参加し、女子800メートルで銀メダルを獲得しました。当時、女性がスポーツをすることが珍しい時代にあって、女子陸上選手への偏見も厳しい中、人見選手は、海外スポーツ事情の紹介、後進の育成、生涯スポーツの重要性について普及啓発などを精力的に行い、今日の女性スポーツの基礎を築きました。

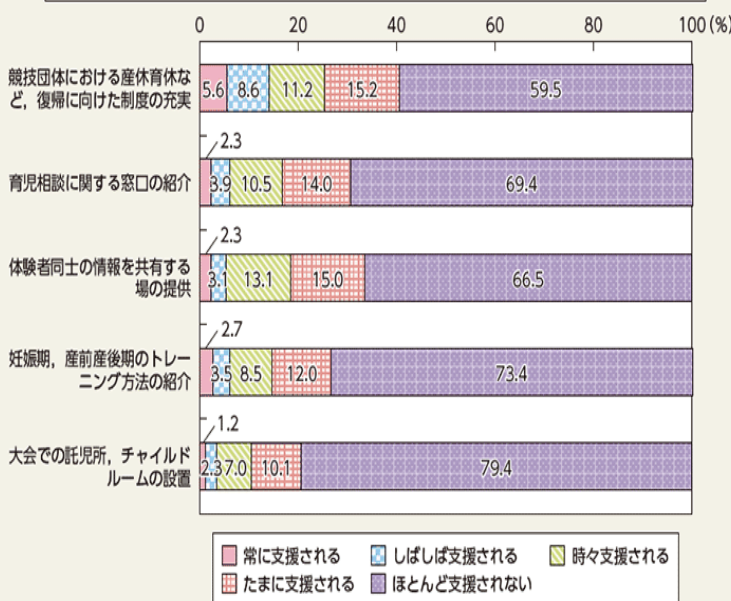


【出産・育児と競技生活との両立】

女性アスリートの場合、身体的な理由等から妊娠・出産期に第一線で競技を続けることが難しく、また、育児と競技生活との両立に課題が多いことから、妊娠等を機に現役を引退するケースが多いです。しかし、平成27年度にスポーツ庁の委託でJSC(日本スポーツ振興センター)が行った調査では、女性アスリート282人のうち3割超が出産後の現役続行を望むと回答するなど、日本でも、近年育児をしながら競技生活を続けたいと考える女性アスリートが増えています。

JSCが女性アスリートに、育児と競技との両立について、今の競技環境でどの程度支援を受けられると思うかを尋ねたところ、「大会での託児所、チャイルドルームの設置」は8割近くが、「妊娠期、産前産後期のトレーニング方法の紹介」は7割超が、「競技団体における産体育休など、復帰に向けた制度の充実」は6割が「ほとんど支援されない」と回答しました。

あなたが「家庭生活・育児との両立に悩んでいるという問題」を抱えた場合、次の項目について、今の競技環境ではどの程度支援がなされると思いますか。



(備考)平成27年度スポーツ庁委託事業「実態に即した女性アスリート支援のための調査研究」報告書より作成。



政治分野における男女共同参画推進に関する法律

2018年5月16日成立 23日施行

2018年6月現在、日本の国会議員の女性比率は、衆議院 10.1% (47人)、参議院 20.7% (50人) 世界各国でつくる列国議会同盟が 2018年4月1日時点でまとめた下院など(日本は衆議院)における女性割合の順位では、日本は 193カ国中 158位でした。地方議会で女性議員が占める割合も低く、女性議員がゼロの地方議会もあります。

三重県では、県内選出の国会議員に占める女性の割合は 14.2%と、全国平均 13.7%をわずかに上回っていますが、女性の国会議員は 1人だけで、同時期に 2人以上いたことはありません。

政治分野における女性の参画の拡大に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるように期待する」という目標を達成するため、第4次男女共同参画基本計画において、衆議員及び参議院の各選挙における候補者に占める女性の割合を、2020年までに 30%に達することを目指しています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要

一 目的 (第1条)
政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則 (第2条)
1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

三 責務等 (第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務
政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力
当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策
1. 実態の調査及び情報の収集等 (第5条)
2. 啓発活動 (第6条)
3. 環境の整備 (第7条)
4. 人材の育成等 (第8条)

五 法制上の措置等 (第9条)
実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行

<http://www.gender.go.jp/about/danjo/law/index.html>
(内閣府ホームページ)

「女性が輝く先進企業表彰」制度

2014年度からスタートしたこの表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員、管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示に優れた先進的な企業を表彰する制度です。

☆「2017年度受賞企業」

- 「内閣総理大臣表彰」(2社)
 - ・株式会社高島屋
 - ・株式会社東邦銀行
- 「内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰」(5社)
 - ・一般財団法人近畿健康管理センター
 - ・積水ハウス株式会社
 - ・日本アイ・ビー・エム株式会社
 - ・ヒューリック株式会社
 - ・社会福祉法人平鹿悠真会

男女共同参画川柳を募集します！

「男らしく、女らしく」から「あなたらしく、わたしらしく」生き生き暮らせる社会を目指しましょう。家庭や職場、地域など身近な暮らしのなかで感じる「男だから、女だから」といった固定観念や慣習への疑問、男女共同参画への思いなど五・七・五で表現したユニークな川柳を募集します。

【応募資格】 名張市内に在住、在勤または在学の方

【募集期間】 2018年9月3日（月）～10月11日（木）*必着

【応募方法】

◇応募用紙に川柳作品（作品中の漢字にはふりがなを）及び必要事項を記入し、直接持込み、郵送、電子メールまたはファクシミリによりご応募ください。

◇応募用紙は名張市のホームページからダウンロードできます。

（市HP トップ画面⇒くらし⇒人権⇒男女共同参画⇒男女共同参画川柳を募集します）

◇任意の用紙に作品と必要事項を記入して応募いただくことも可能です。

《必要事項》

①住所（*）、②名前（ふりがな）、③年齢、④性別、⑤電話番号、

⑥職業または学校名・学年

*ご住所が名張市外の方は勤務先または学校の名称と所在地もご記入ください。

☆作品は自作で未発表のものに限ります。

☆応募作品は一人一点とします。

ババ料理 おんな城主の 帰り待つ

あれこわい 今時男女で 差別する？

【優秀賞】

仕事辞め 夢も諦め 子育て期

【最優秀賞】

平成二十九年 度優秀作品

選考により、最優秀賞1点と
優秀賞2点を決定します。
優秀作品には、表彰状と
記念品が贈呈されます！！



【応募先・問い合わせ先】

名張市役所 地域環境部 人権・男女共同参画推進室

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7559

FAX 0595-63-4677

メール kyodo@city.nabari.mie.jp

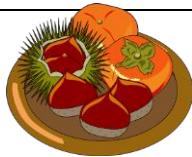
ホームページ（川柳募集）↓

<http://www.city.nabari.lg.jp/s021/030/090/330/201502053029.html>



2018年 10月の相談日程

名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	休館日		女性のための相談 9:00~12:00		女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00 女性のための相談 13:00~16:00	
7	8	9	10	11	12	13
		休館日	女性のための相談 9:00~12:00	男性のための相談 17:00~19:00	女性のための相談 13:00~16:00	
14	15	16	17	18	19	20
	休館日	人権相談 13:30~16:00		メンタルヘルス相談 10:00~12:00 人権相談 10:00~15:00		
			女性のための相談 9:00~12:00		女性のための相談 13:00~16:00	
21	22	23	24	25	26	27
	休館日	メンタルヘルス相談 13:00~16:00				
			女性のための相談 9:00~12:00		女性のための相談 13:00~16:00	
28	29	30	31			
	休館日		女性のための相談 9:00~12:00			

●予約電話 63-5336

女性のための相談 ※祝日はお休みです。	毎週 水曜日	午前9時~正午	予約優先 電話相談可
	毎週 金曜日	午後1時~4時	
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午 午後1時~3時	要予約 面談
	毎月 第2 木曜日	午後5時~7時	予約優先 電話相談可
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	毎月 第4 火曜日	午後1時~4時	
人権相談	毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。		要予約 面談

「敬老の日」

敬老の日

1947年、兵庫県多可郡野間谷村(現・多可町八千代区)の村長と助役が、お年寄りを大切に、昔から伝わる知恵を借りて村づくりをしようと「としよりの日」を提唱しました。ちょうど農作業も一段落し、季候も良い9月15日を「としよりの日」として敬老会を開いたそうです。

これが全国的に広まっていく過程で、「としより」という言葉の響きが良くないからと、「老人の日」に変更。更に国民の祝日にしようとの働きかけもあって、1966年に「敬老の日」として制定されました。2003年からは、「ハッピーマンデー制度」により9月の第3月曜日に変更になりました。



名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央
5番町19番地
Navarie2階
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336

Fax 0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp

<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。